

ご家族関係者様

面会制限の緩和について

ご家族のご要望や新型コロナウイルス類型変更に伴い、以下のように面会時における制限を令和6年5月1日より緩和いたします。館内におけるマスク着用、面会時の飲食禁止については引き続きご協力をお願いいたします。

(変更前)

*予約制です。

面会場所：2階、3階の共有スペース

面会時間：①14：00～ ②14：30～ ③15：00～ ④15：30～ の各20分程度

面会人数：3名まで

(変更後)

*予約制ではありません。

変更開始日：令和6年5月1日から

面会場所：2階、3階の共有スペース（食堂・スタッフルーム前・廊下等）

*多床室が中心のため、居室内での面会は行いません。

面会時間：午前10時～午後5時まで

面会人数：フロアに上がっていただくのは3名までをお願いいたします。

4名以上で来苑された場合は面会時間内（1時間）の中で交代してください。

面会方法：

- ① 1階にて、手洗い・うがい、検温、面会簿・健康チェックを記入後に、「入館証（EVカード）」を受け取ってください。一家族につき1枚お渡しします。EVカードがないとエレベーターが作動しません。
- ② ご家族様各自でフロアに上がってください。フロアにて職員に入居者様のお名前をお伝え下さい。入居者様をお連れいたします。
- ③ 面会時間は1時間以内をお願いいたします。1時間を超える滞在はご遠慮ください。
- ④ 面会終了後に必ず「入館証」をご返却ください。

外出について：面会時間の範囲内（1時間以内）で可能といたします。

1時間以上の外出を希望される場合は、前日までにご連絡ください。

その他：

- ・ご家族様来苑時に、入浴されている場合がございます。その際は、時間を改めるか、入浴が終わるまで1階にてお待ちください。
- ・入居者様で新型コロナウイルス、インフルエンザの感染が判明した場合、該当フロアの面会は感染対応が終息するまで中止となります。

ご不明な点は相談員まで問い合わせください。

北新宿特別養護老人ホーム 施設長